

公 告

春日井市民病院に広告付デジタルサイネージを設置し、広告掲出事業を実施する広告取扱業者の募集について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和8年7月13日

春日井市長 石 黒 直 樹

1 入札物件

(1) 件名

春日井市民病院広告付デジタルサイネージ等設置事業者募集

(2) 契約期間

令和8年9月1日から令和13年8月30日まで

(3) 広告付デジタルサイネージ等の設置場所及び規格

春日井市民病院内（別添仕様書参照）

- ① 1階正面入口付近：診療表/施設案内図 壁付等65インチ程度 1箇所
- ② 1階正面入口付近：医師名簿 壁付等65インチ程度 1箇所
- ③ 1階正面入口付近：施設案内図 壁付等65インチ程度 1箇所
- ④ 1階売店前付近：地域連携医表示 壁付等65インチ程度 1箇所
- ⑤ 1階会計待合付近：施設案内図 壁付等65インチ程度 1箇所
- ⑥ 1階会計待合付近：院内情報（広告枠含む） 天吊50インチ程度 1箇所
- ⑦ 1階内科待合付近：院内情報（広告枠含む） 天吊50インチ程度 1箇所
- ⑧ 1階整形外科待合付近：院内情報（広告枠含む） 天吊50インチ程度 1箇所
- ⑨ 2階耳鼻咽喉科待合付近：院内情報（広告枠含む） 天吊50インチ程度 1箇所

※ ただし、①～⑤は壁や柱の仕上げが大理石パネルとなっているため、デジタルサイネージの設置方法は、担当者と協議の上、自立式または架台固定としても構わない。

2 広告掲出の方法・仕様等

広告取扱業者は、広告付デジタルサイネージ等を設置するものとし、当該看板設備の仕様は、別添の春日井市民病院広告付デジタルサイネージ等設置業務仕様書のとおりとする。

3 入札参加資格

- (1) 法人であること。
- (2) 愛知県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間において、春日井市建設工事等請負業者氏名停止措置要領（平成5年4月1日施行）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 公共施設において同様の実績を有すること。

4 入札説明書及び契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時

令和8年7月21日（火）から7月31日（金）（土曜日及び日曜日を除く。）までの午前8時30分から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

春日井市鷹来町1丁目1番地1

春日井市民病院管理課（春日井市民病院3階）

5 入札参加申込みの受付

(1) 申込方法 所定の書類を持参

ア 申込受付期間

令和8年7月21日（火）から7月31日（金）午後5時まで

イ 提出先

春日井市民病院管理課（春日井市民病院3階）

(2) 提出書類

ア 事前審査型一般競争入札参加申込書（第1号様式）

イ デジタルサイネージ設置イメージ図及び設置機器仕様書（任意様式）

ウ 会社概要

エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

オ 外部審査団体のパンフレット及び審査基準（任意様式）

カ 申込事業者の広告審査体制資料（任意様式）

キ デジタルサイネージ等設置実績を示す書類（任意様式）

6 入札による広告取扱業者の決定

(1) 入札日時

令和8年8月17日（月） 午後1時30分から

(2) 入札場所

春日井市民病院 3階 講堂A

(3) 入札最低価格

月額30,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

(4) 取扱業者の決定

入札最低価格以上の額で最も入札価格の高い者を取扱業者として決定する。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定する。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行する。

(5) その他

入札にあたっては事前審査型一般競争入札参加資格決定通知書（第2号様式）を持参すること。

7 保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を、入札までの間に納付しなければならない。

ただし、本公告に係る入札の入札参加資格決定通知を受けた者は、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第11条第2号の規定により入札保証金の納付は免除する。

(2) 契約保証金

契約と同時に契約保証金として契約金額の10分の1以上を納付しなければならないものとする。

ただし、本公告に係る入札の入札参加資格決定通知を受けた者は、春日井市契約規則34条第1項第3号の規定により入札保証金の納付は免除する。

8 入札に係る注意事項

- (1) 入札は、所定の入札書を使用すること。
- (2) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。鉛筆及びシャープペンシルは使用しないこと。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印すること。なお金額の訂正はできない。
- (5) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないこと。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 前各号に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札。
 - イ 入札参加者の資格を有しない者のした入札。
 - ウ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札。
 - エ 入札に際して談合等による不正行為があった入札。
 - オ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札。
 - カ 入札書の入札金額及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認し難いもの、その他主要な事項が確認できないもの。
 - キ 入札書のコツ額が入札最低価格に達しないもの。
 - ク 虚偽の事実を記載した者のした入札。
 - ケ 担当職員の指示に従わなかった者の入札。

コ 記名、押印のない入札書による入札。

(8) 入札者が1人又は1社の場合も入札を実施する。

(9) 入札申込者数の事前公表は行わない。

(10) 広告料のほか、設置物の水平投影面積に応じた行政財産目的外使用料が発生する。

9 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがある。

10 契約書の作成の要否

要

11 暴力団の排除について

(1) 契約の締結

入札公告の日から契約締結の日までの期間において、「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月19日締結)(以下「合意書」という。)に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

(2) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(3) 妨害又は不当要求に対する報告義務及び届出義務

契約の履行にあたり妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに春日井市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

12 広告料及び行政財産目的外使用料の納入方法

市が発行する納入通知書で指定された日までに納入すること。

13 問い合わせ先

郵便番号 486-8510

住所 春日井市鷹来町1丁目1番地1

春日井市民病院管理課 施設担当

電話 (0568)57-0072